

登録口座の変更手続きについて

1 給与、旅費支給口座の登録、変更手続き窓口一覧

【小・中学校】

区分		正規職員（再任用含む）	期限付講師（臨時教職員） ＜“8”で始まる職員番号＞
給与 口座	新規	総務事務センター 給与担当 088-823-9876	県教育委員会事務局 小中学校課 総務担当 088-821-4735
	変更		
旅費 口座	新規	学校で登録	「給与口座」＝「旅費口座」で登録されるため、手続き不要
	変更 （債権者名、 住所等） ※口座情報以外	学校で登録	毎月中旬頃、「給与口座」情報が「旅費口座」に反映されるため、手続き不要 （別口座への変更不可）
	変更 （口座情報）	県教育委員会事務局 教職員・福利課 給与担当 088-821-4906	

※人事所属は前所属で変更してもらう

（参考）【県立学校】

＜正規職員・期限付講師（臨時教職員）＞

旅費債権者変更（口座情報） ⇒ 総務事務センター 旅費担当

駐車場料金債権者変更 ⇒ 県教育委員会事務局 高等学校課

2 旅費支給口座の変更手続き提出書類

(1) 旅費債権者登録（変更）申請書

＜様式＞旅費の広場／様式集／別記第45号様式 旅費債権者登録（変更）申請書

(2) 変更後の通帳の写し

《注意》

- ・ 旅費事務センターや教育政策課への送付誤りに注意してください。
- ・ 新規採用職員の旅費口座の新規登録は学校で対応してください。
- ・ 上記2の（1）の申請書は最新のものを使用してください。

※右上に点検者欄等があるものは旧様式です。